

訴訟（控訴審）の判決について

1 住民訴訟の概要

○訴訟（控訴審）に係る経緯

令和3年1月6日付けで控訴人が青森市監査委員へ行った「法定外公共物の財産管理に関する住民監査請求」の結果（一部却下、その他棄却）を不服とし、住民訴訟を提起。

その結果、令和4年1月14日付けで市の全面勝訴の判決があったが、令和4年1月26日付けで控訴人から控訴の申し立てがなされた。

○送達日 令和4年2月25日

○控訴人 住民監査請求の請求人

○被控訴人 青森市長 小野寺晃彦

○請求の趣旨

- ・岡造道三丁目の公有財産である水路を（周辺住民が）許可なく使用していることは、違法であることから直ちに回復の上、損害賠償請求せよ。（下線部は控訴審から追加請求された内容）
- ・訴訟費用は被控訴人の負担とする。

○市の主張

不法占用の可能性を覚知してから、解消に向けた対応を行っているところであり、違法又は不当に財産の管理を怠っている事実はない。

2 判決内容

○判決日 令和4年6月23日

- 内容
- ・本件控訴及び控訴人の当審で拡張した請求をいずれも棄却する。
 - ・控訴費用は控訴人の負担とする。

※控訴審においても市の主張が全面的に認められる。

3 訴訟（控訴審）の経過

令和4年4月14日 第1回口頭弁論（同日結審）

令和4年6月23日 判決

令和4年7月6日 控訴人が上告申し立て

（参 考）当該水路に係る位置図

